

不当な取引制限（価格カルテル、入札談合など）

- (1) 「不当な取引制限」というのは、2以上の複数の事業者が共同して、お互いに事業活動を拘束し合い、特定の商品やサービスについての競争を実質的に制限することをいいます。つまり、事業者同士が販売価格や供給数量などを取り決めて、競争をしないようにする、**カルテル**と呼ばれるものがこれに当たり、第3条(後段)の規定により禁止されています。

公共事業の入札で入札参加者が話し合って受注予定者や受注価格を決める入札談合も、不当な取引制限の一形態です。

注：公共工事や物品の調達など官公需契約では、競争によって受注者や受注価格を決めなければならないという制度が採られています。

公正で厳正な競争を実施するための方法として、競争入札によることとされています。

入札談合は、入札制度の根幹を揺るがす悪質な行為で、独占禁止法で規制される不当な取引制限の典型例の1つです。公正取引委員会は、事業者及び事業者団体の適正な活動に役立てるため、どのような活動が独占禁止法上問題となるかなどを示した**入札ガイドライン（「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」）**を公表（平成6年）しています（概要は資料編 P60）。

- (2) 不当な取引制限は、事業者が、共同して、対価を決定するなど、相互に事業活動を拘束し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することが問題となるのです。

「共同して」というのは、参加者の間で何らかの「**意思の連絡**¹」があり、お互いの事業活動を制限しようとする合意ができていることをいいます。ここでいう「**合意**」というのは「**決定**」とか「**協定**」という言葉よりも広い意味であって、お互いの事業活動の制限について共通の意思が形成される場合のすべてを含みますので注意してください。

例えば、話合いのなかで、皆が、他の同業者がどういう行動をとるか予測して、これらと歩調を揃えようと考えている場合（これを「**暗黙の合意**」といいます）も含まれます。また、話合いの会合などに出席していなくても、参加者から連絡を受けて合意に従って行動すれば、不当な取引制限に参加していることとなります。

参加者が**お互いに自分の事業活動を拘束し合うことが違反の成立要件**になっており、合意を守らない場合にペナルティがあるかどうかは関係ありません。自発的に約束を守る、いわゆる「**紳士協定**」も違反となります。

「競争を実質的に制限する」とは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによ

¹ 「『意思の連絡』とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要なく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である（黙示による「意思の連絡」といわれるのがこれに当たる。）。そして、右のような観点からすると、特定の事業者が、他の事業者との間で対価引上げ行為に関する情報交換をして、同一又はこれに準ずる行動に出たような場合には、右行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り、これらの事業者の間に、協調的行動をとることを期待し合う関係があり、右の「意思の連絡」があるものと推認されるのもやむを得ないというべきである。」（東芝ケミカル事件〔東京高裁平成7年9月25日判決〕）

って、市場を支配することができる状態を形成・維持・強化することをいいます²。

(3) 不当な取引制限（カルテルや談合）は、市場の機能を直接的に侵害する最も悪質な行為です。公正取引委員会は、これらの行為について、これまで最も積極的かつ重点的に摘発を行ってきました。違反事件の中で最も多いのがこの類型です。

(4) 入札談合事件の中には、発注側の国や地方公共団体等の職員が関与する、いわゆる「官製談合」があります。これを防止するため、**入札談合等関与行為防止法（「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」）**が平成14年に制定されました（平成15年1月6日施行）。発注官公庁等の職員が「入札談合への関与行為」を行った場合に、公正取引委員会は、発注機関の長に対して、関与行為の排除のために必要な改善措置を要求することができます。当該要求を受けた発注機関は、事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。また、発注機関は、談合に関与した職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意・重過失がある場合には、速やかに損害賠償を求めなければならないこととされています。

入札談合への関与行為というのは、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい、④談合の幫助の4つをいいます。

平成18年の改正（平成19年3月14日施行³）では、職員による入札等の妨害に対する刑事罰（第8条。5年以下の懲役又は250万円以下の罰金）が導入され、発注側の違反者に対する措置が厳しくなっています。

公正取引委員会では、入札談合等関与行為防止法の施行以降、①岩見沢市発注の建設工事、②新潟市発注の建設工事、③旧日本道路公団発注の鋼橋上部工工事、④国土交通省発注の水門設備工事、⑤札幌市発注の電気設備工事、⑥国土交通省発注の車両管理業務、⑦防衛省航空自衛隊発注の什器類の納入、⑧青森市発注の土木工事、⑨茨城県発注の土木・舗装工事、⑩国土交通省四国地方整備局発注の土木工事、⑪鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注の北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の談合事件について、各発注機関に対し、改善措置を要求しています。

² 「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に価格、品質、数量その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう。」（東宝・スバル事件〔東京高裁判決昭和26.9.19〕）

「法2条6項にいう『一定の取引分野における競争を実質的に制限する』とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件基本合意のような一定の入札市場における受注調整の基本的な方法や手順等を取り決める行為によって競争制限が行われる場合には、当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される。」（多摩談合事件〔最高裁判決平成24.2.20〕）

³ 法律名も「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改正されました。